

第3回くらし・人づくり常任委員会

令和8年6月22日（月）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶

2. 市長挨拶

3. 議長挨拶

4. 付託案件

（1）議第63号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

（2）議第64号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

（3）議第65号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

（4）議第67号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について

出席委員（6名）

委員長 鷺見昌己

副委員長 高井範和

委員 下平裕次郎

委員 加藤久人

委員 尾里集務

委員 今井政良

欠席委員（1名）

委員 桂川融己

委員外議員

議員 大西尚子

議員 桂川いずみ

議員 田口琢弥

議員 森哲士

議員 田中喜登

議員 中島ゆき子

議員 中島達也

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	調 整 監	田 谷 諭 志
総 務 部 長	佐 伯 克 典	総務デジタル課長兼 D X 戦略室長	熊 崎 純 也
総合政策部長	小 澤 和 博	総合政策課長	澤 佳 孝
まちづくり政策課長	熊 崎 秀 樹	産業振興課長	中 林 正 樹
地域創生課長	田 立 雅 宏	市民生活部長	熊 崎 賀代子
市民サービス課長	河 合 純 佳	税 務 課 長	江 原 由 佳
福 祉 部 長	杉 山 由 美	福 祉 部 次 長	竹 田 太
高齢福祉課長	小 池 純 子	こども家庭課長	熊 崎 大 悟
健康医療部長	森 本 千 恵	健 康 課 長	奥 田 達 彦
統括振興事務所長	小 林 哲	小坂振興事務所長	石 丸 直 志

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長兼監査課長	青 木 秀 史	議会総務課長	加 藤 冬 城
議会総務課主査	小 林 文 謙		

○委員長（鷺見昌己議員）

お疲れさまです。

ただいまから第3回くらし・人づくり常任委員会を開催いたします。

出席委員は6名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

なお、本日2番 桂川委員より欠席届が提出されておりますので、御了承願います。

3番、5番、8番、9番、10番、12番、14番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関から取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

今回、付託案件は4件ですが、協議報告事項で8件、いろいろと御報告をさせていただきますので、またよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（鷺見昌己議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶をお願いします。

○議長（尾里集務議員）

おはようございます。

今、委員長より2番議員の欠席届ということでございましたけれども、議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、体調管理というようなところをしっかりとさせていただいて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（鷺見昌己議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめどといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和8年第3回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第63

号から議第65号までの3議案及び議第67号、合わせて4議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんは円滑な進行となりますよう御協力お願いいたします。

議第63号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○市民サービス課長（河合純佳）

おはようございます。

議案書17ページをお願いします。

議第63号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年6月5日提出。
提案理由です。

出入国管理法及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については条例要綱で説明いたしますので、19ページをお願いいたします。

1. 改正理由。

外国人住民が持つ在留カード及び特別永住者証明書が個人番号カードと一体化することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要。

(1)現在、窓口で個人番号カードのＩＣチップを読み取り、暗証番号の入力をすれば、印鑑登録証明書の交付が受けられるところ、在留カードと個人番号カードが一体化した特定在留カード、特別永住者証明書と個人番号カードが一体化した特定特別永住者証明書でも同様の申請方法に対応するため改正します。第10条第4項関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。改正附則関係でございます。

説明は以上です。

○委員長（鷺見昌己議員）

それでは、議第63号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

いいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で議第63号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第64号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○高齢福祉課長（小池純子）

議案書20ページをお願いいたします。

議第64号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めます。

提案理由。

運営推進会議の回数を減らすことで現場の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

それでは、条例要綱にて御説明させていただきます。

議案書30ページをお願いいたします。

1. 改正理由は提案理由と同じでございますので説明を省略いたします。

2. 概要につきまして、1. 運営推進会議の開催回数を年6回、おおむね2か月に1回と定められているサービスについて年4回、おおむね3か月に1回とし、特に地域連携が図られていると市長が認める場合は年3回、おおむね4か月に1回とします。第1条、第2条関係です。

2. この条例は、公布の日から施行します。附則関係となります。

詳細につきましては、委員会資料にて御説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

1. 概要補足としまして、地域密着型サービスと運営推進会議とは以下のようになっております。

次に、現状と改正後比較としましては資料中段の表のようになっております。

以上で議第64号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（鷺見昌己議員）

それでは、議第64号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

おはようございます。

ちょっと今の説明でお聞きします。

推進会議を年6回から4回、または市長が認めたときは3回というようなことで説明があったんですけど、この表の中で思ったんですが、認定される場合に非常に回数が少ないと早く対応できなくなるんでないかなということを心配するんですけど、そういった面については問題ないのですか。

その辺だけちょっとお聞きします。

○福祉部次長（竹田 太）

ただいまの回数が減ることによってもろもろの手續等に遅れが出るのではないかという御質問につきまして、お答えのほうをさせていただきます。

そもそもこの運営推進会議というのは、施設の状況を地域の人に見ていただきながら、知っていただきながら、いろいろなアドバイスをいただいて、施設の質の向上を目指すといったような趣旨で開催される会議でございます。ですのでやっぱり回数が減るところについては、日頃からの地域との連携具合をしっかりとやっていただくということを前提に開催の回数を減らすということで、この会議でもって何か決まっているような物事が進んでいくといった趣旨の会議ではございませんので、その辺につきましては御安心いただいてよろしいかと思います。以上です。

○委員（今井政良議員）

理解はしました。

しかし、事業者等の見学ということになるんですけど、そういった打合せとか下見とかそういったような形でやってみえたのを、回数を減らすということでもいいですね。

そういった場合ですけれども、認知症とかそういった場合、急にやはり起こる場合もありますので、そういった場合、個人で対応しなきゃいけないのか、高齢福祉課のほうへ相談すればそういったところを紹介していただいて、見学とかそういったものをできるのか、その辺についてちょっと。どういうふうにそういった対象者にPRされるのかお願いします。

○福祉部次長（竹田 太）

入所に関しての手續の御心配だったり、施設の見学といったところで御心配いただいている内容かなというふうに理解をいたしました。

施設見学につきましては、ほぼほとんどの施設が随時対応という形で対応していただいておりますので、この運営推進会議の回数が減ることによって施設見学の回数が減ってくるといったことには直接つながらないかなというふうに考えております。

また、入所の手續に関しましては、基本的にケアマネジャーさんを経由して入所の手續される施設がほとんどでございますので、その辺は適切な施設探しというところになりますと、ケアマネさんのお力を借りながら、一緒に相談しながら、本人の状態に合った施設を探していくといったような流れで理解をしております。以上でございます。

○委員長（鷺見昌己議員）

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第64号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第65号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○高齢福祉課長（小池純子）

引き続きよろしくお願いいたします。

議案書31ページをお願いいたします。

議第65号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由。

所得税法等の一部改正による給与所得控除の引上げを背景とする就労収入の増加に伴う介護保険料の増加に対し、保険料の減免の特例及びその申請手続の特例を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

それでは、条例要綱にて御説明させていただきます。

議案書33ページをお願いいたします。

1. 改正理由は提案理由と同じでございますので、説明を省略いたします。

2. 概要につきまして、1. 令和7年度において市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者等が、附則第16項または第16項の2の規定により課税されている者とみなされたときは、令和8年度分の保険料に限り、減免することができることとします。附則第17項関係です。

前項の規定による保険料の減免は、申請によらず行うことができるものとします。附則第18項関係です。

3. この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。附則関係です。

詳細につきましては、委員会資料にて御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

資料の下段を御覧ください。

1. 概要補足としまして、令和8年3月議会において、令和7年度の税制改正による給与所得控除引上げの影響が介護保険料の算定に影響しないよう改正（令和8年度の保険料額算定のみ）しています。

これに付随し、令和7年度が市民税非課税の対象者が税制改正に伴う給与所得控除額引上げを受け就労を増やしたことにより収入が増加し、このことにより介護保険法上は課税とみなされ介護保険料が上昇した場合、令和8年度に限り上昇した保険料の特例減免を行うというものになります。

以上で議第65号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（鷺見昌己議員）

ありがとうございます。

議第65号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

すみません、1点だけ教えてください。

今の説明で大体理解したんですけど、これによりますと、所得が上がった人に対しては個人申請をしなくても高齢福祉課のほうでデータがあるので、そいつを利用して自動的に減免するという解釈でいいですか。

○高齢福祉課長（小池純子）

議員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（鷺見昌己議員）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第65号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第67号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○小坂振興事務所長（石丸直志）

議案書37ページ、議第67号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

それでは説明につきましては、資料で御説明させていただきますので、資料3ページを御覧ください。

改正理由は、近年のエネルギー価格の高騰や円安の進行に伴う燃料費、食料費等の調達コストの上昇や人件費の増加により、ふれあいの森の維持管理、運営コストが大幅に増加しています。今後も施設の安全性を確保し、安定的に質の高いサービスを提供するため、価格及び管理コストの上昇に見合った適正な価格設定をするため、利用料金の上限を改正するものでございます。

次に2の利用料になりますが、内容はこちらの表で御説明させていただきます。

最初に、バンガロー4人用は改正前は1万5,000円で、改正後は2万1,000円となります。2段目の6人用は1万8,000円を2万5,000円とします。3段目の8人用は2万5,000円を3万5,000円とします。4段目のログハウスは6人用で2万1,000円を2万9,000円といたします。

続きまして、3の過去5年間の収支状況につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、小坂振興事務所の説明は終わります。

○委員長（鷺見昌己議員）

ありがとうございます。

議第67号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（加藤久人議員）

冬季営業を始められたと思うんですけども、3番の5年間の収支状況を見させていただくと、収入が6年、7年に比べてぐっと増えておりますけれども、増えている要因というか、それが冬季営業の分はどの程度影響しているのか、その辺をまず教えてください。

○小坂振興事務所長（石丸直志）

まず利益が増えている理由でございますが、ふれあいの森はコロナ禍以前は体験メニューを実施しておりましたが、コロナ禍の中はそういった体験メニューは実施しておりませんでした。しかし、令和7年度からは再び昆虫採集や天体観測、ピザ焼きなどの体験メニューを開始しました。

ことと、あと指定管理料を540万円いただいておりますので、そちらのほうが要因となっているものでございます。

そうしまして、あと冬季営業につきましては、現在冬季営業につきましては水道等の改修ができておりませんので、まだ実は冬季営業はできておりません。今後、指定管理者のほうでそういったことを、またどういったことが営業できるかについては、今現在検討中でございますので、今後そういったことをやっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員（加藤久人議員）

もう一点、別件なんですけれども、この物価高ですから料金を上げられることはやむを得ないと思うんですけれども、この改正後の相場というのは、ほかの相場全体と比べてこの価格というのはどうなんですか。異常に高くなって、上げたことによって利用率が下がってしまったのでは元も子もなくなってしまうような気がしないでもないんですけれども、この相場はどんな感じなんでしょうか。

○小坂振興事務所長（石丸直志）

ふれあいの森の料金は、確かに議員おっしゃるように近隣のキャンプ場より少し高めに設定しております。これは小坂地域の雄大な自然が満喫できるような質の高いサービス、そういったことが不可欠であると思ひまして、経営改善でありまして、今後の改正により得られる収益をより質の高いサービスが提供できることで、価格に見合った提供ができると期待しておりますので、実質の運営料金はこの上限の範囲で市場の状況に合わせて考慮しながら設定してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員（今井政良議員）

今ほどの説明の中で、冬季営業の中で水道の改修工事というようなことで予算多分組んだと思うんですけど、今の説明だとまだ改修工事をやっていないという説明だったんですけど、その理由についてちょっとお伺いします。

○小坂振興事務所長（石丸直志）

水道の改修につきましては、前回やらせていただいたものにつきましては、主に漏水工事、漏水箇所がありました。そういった箇所についてメインでやりました。

今後まだトイレのほう、そういったところについて、実際全面的に今の水道のほうの冬季のほうの改修ができておりませんので、特にトイレのほうがやはりやる必要がありますので、それを行った後に冬季営業のほうができるというような状況でございます。

○委員（今井政良議員）

当時、冬季営業をやりたいというようなことで予算組んであったわけなので、トイレなんて絶対必要な部署ですし、優先的にやらなきゃいけないところでないかなと思うんですね。今の説明だと、まだそれは後回しのような形の中で今後やるという説明でしたけど、その辺についてちょっと理解できないんですけど、冬季営業をやるために水道工事やるって言うてみえて、トイレ改修ができていない。そのこと自体がおかしい話だと思うんですが、その辺についてもうちょっと

詳しく説明してください。

○小坂振興事務所長（石丸直志）

当時、昨年、今の工事費をいただきまして、実際今の水道のほうの工事はいたしました。水道のほうと下水のほうの工事はいたしました。そのときにやった工事につきましては、今の管理棟、そちらのほうの工事、そちらのほうは冬季できるような形でトイレのほう、それからやりましたが、実際に水道のほうの工事だけでなしに、あと今の冬季営業にするための断熱材、そういったものとかがまだ実際のほうはトイレだけでなしにできておりません。

そういったことも含めると、なかなか前回いただいた工事費では全部できませんでした。そういったことがなかなかできなかったんで、今回まだ冬季営業、そういったトイレの活用ができないというような状況でございます。

○委員（今井政良議員）

やっぱり予算を組む段階で、補正で組んだと思うんですけども、やっぱりしっかりとした、せつかく原点は冬季営業をやりたいという中で予算編成したので、我々もその予算に対しては賛同して、ぜひやる気のある、そういった方々が運営されるということならお金をかけてもいいやろうということで認定して予算を組んだわけなので、今の話を聞くとまた違うところにどうやかたというようなことで、全然冬季営業をやる原点に至っていないという、そのこと自体が僕はおかしいと思うんですね。

やっぱりしっかりとした見積りもいただいて、後から断熱材がどうやかた、そういったようなことでは具合悪いので、しっかりとした施設ですので、やっぱりやっていただかないと無駄になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてお願いします。

○統括振興事務所長（小林 哲）

今御指摘いただきました点につきましては、再度そういったことを確認しましてやりたいと思いますけれども、今回の趣旨は先ほど申し上げたとおりで、今の料金をちょっと高めに設定して、質といたしますか、サービスの魅力のほうを上げて、そういった層の方を対象にやっていくということを考えております。

今の指定管理者の方も冬季の営業に向けていろんな構想を持ってみえて、テントサイトの充実なんかもやりたいというようなことを思ってみえるんですけども、その利用者の方の充実したところにしたいんですけども、そこまで至っていない状況で始めるとイメージを悪くするとか、そういったことがあって今のような説明になったわけなんですけれども、引き続きそういったことで今御指摘を受けた面、改修していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員（今井政良議員）

今、所長が言われましたけど、やはりこういった施設ですし、今回利用料金も上げるということですので、やはりしっかりとした設備の中で、利用者が以前来たけど今回違うねと、料金が上がったけどいいよと言っていただけということになると、やはり早急にしっかりとした施設整備だけはしていただかないと、料金だけは上がったけど、先ほどの説明でいうとトイレのほう

まだできないとか、不備があるとかというような説明では困りますので、その辺についてはしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○総務部長（佐伯克典）

私前任者ということもございますので、補足の説明をさせていただきます。

通年営業を目指すということで施設整備を行っていく。それは7年度から3か年かけて整備をしていくということで計画をお話しさせていただいたと思います。

冬季の営業につきましては、実際テントサイト、そういったところを活用しながら、調理棟がまだ冬使える状況にありますので、そういったお試しもしながら、どういうニーズがあるのかというところを今つかんでおるというところでございます。

それから、今、収入的なところの話の中で最もやっぱり大きいのは、入場者数が増えたということは、これは収入増の要因としては、先ほどこちっと説明がなかったんですけども、それは上げられますので、もちろんハイシーズン、それからグリーンシーズン、紅葉シーズン、ここで集客もどんどんどんどん入れていく。冬はもちろん営業もするんですけども、これは次の年度、3月中旬からどうスタートを切るかという、そういうセールスの時期でもありますので、そこでいろいろと案を出しながら、先ほどの体験プランもそうなんですけれども、そういったことに今奔走しておるところでございます。ちょっと補足をさせていただきました。以上です。

○委員（今井政良議員）

ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第67号について質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第63号から議第65号までの3議案及び議第67号、合わせて4議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第63号から議第65号までの3議案及び議第67号、合わせて4議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第63号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第63号については全会一致で可決すべきものに決定しました。

議第64号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第64号については全会一致で可決すべきものに決しました。

議第65号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第65号については全会一致で可決すべきものに決しました。

議第67号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第67号については全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了します。

午前10時06分 終了